平成27年４月10日時点

尾張都市計画区域
春 日 井 市 都 市 計 画 図

	告示番号	告示年月日
（市街化区域及び市街化調整区域）	愛知県告示第749号	平成22年12月24日
（用途地域）	春日井市告示第 66号	平成27年 4月10日
（高度利用地区）	春日井市告示第174号	平成22年12月24日
（防火・準防火地域）	春日井市告示第175号	平成22年12月24日
（駐車場整備地区）	春日井市告示第176号	平成22年12月24日
（特別緑地保全地区）	春日井市告示第177号	平成22年12月24日
（道路）	愛知県告示第591号	平成26年12月 9 日
	春日井市告示第193号	平成26年12月 9 日
（都市高速鉄道）	愛知県告示第773号	平成22年12月24日
（駐車場）	春日井市告示第180号	平成22年12月24日
（公園）	愛知県告示第778号	平成22年12月24日
	春日井市告示第 67号	平成27年 4月10日
（緑地）	愛知県告示第784号	平成22年12月24日
	春日井市告示第194号	平成26年12月 9 日
（墓園）	愛知県告示第790号	平成22年12月24日

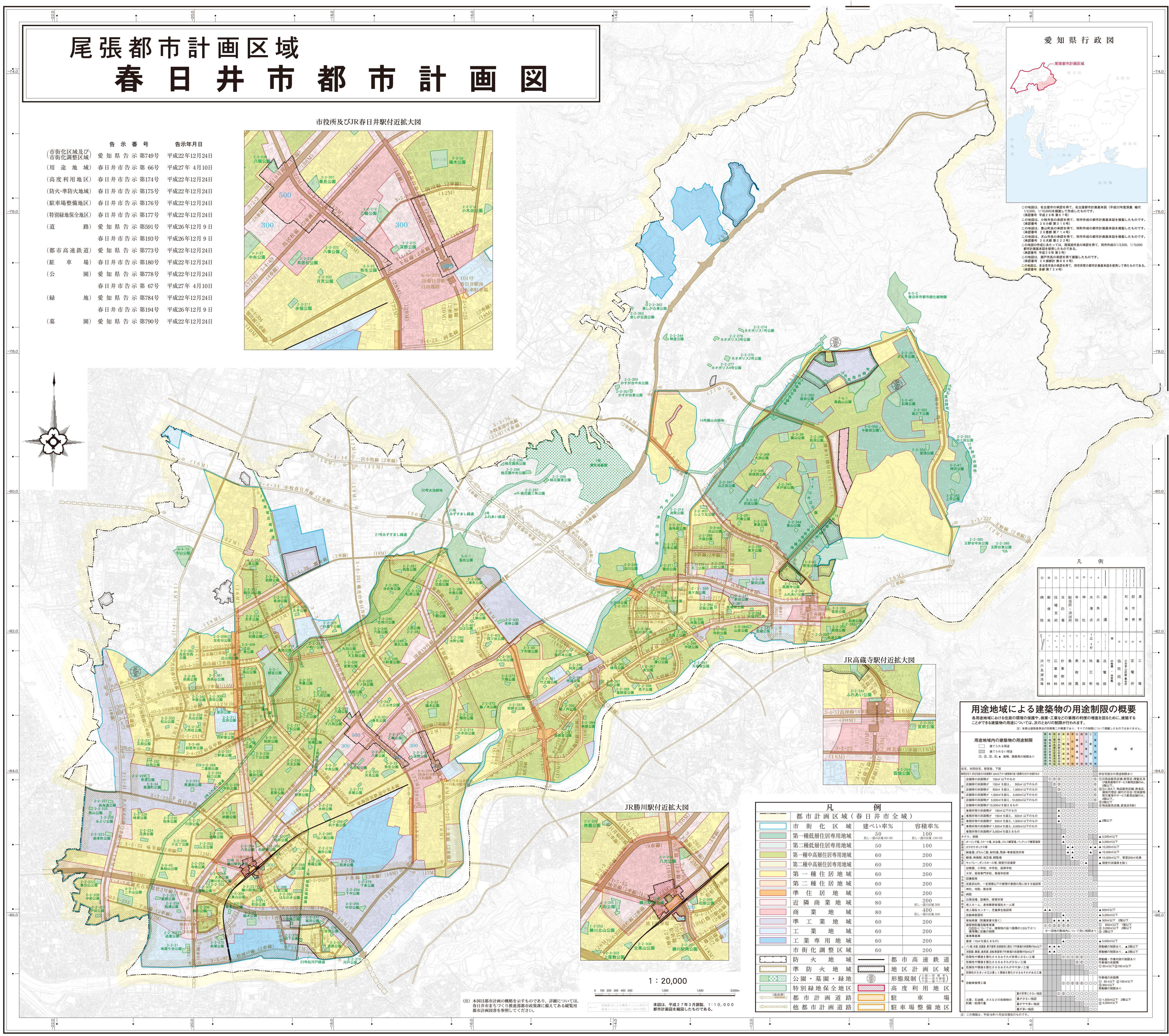
市役所及びJR春日井駅付近拡大図
JR高蔵寺駅付近拡大図
JR勝川駅付近拡大図
愛知県行政図
尾張都市計画区域
1：20,000
0 100 200 300 400 500 1,000 1,500 2,000m
経緯度法による標準メッシュ体系の基準メッシュ（一辺約１㎞の方眼）

この地図は、名古屋市の承認を得て、名古屋都市計画基本図（平成22年度測量 縮尺1/2,500、1/10,000)を複製して作成したものです。
（承認番号 平成２６年 第６７号）

この地図は、小牧市長の承認を得て、同市作成の都市計画基本図を複製したものです。
（承認番号 ２６小都 第３１６号）

この地図は、豊山町長の承認を得て、同町作成の都市計画基本図を複製したものです。
（承認番号 ２６豊都 第７１４号）

この地図は、犬山市長の承認を得て、同市作成の都市計画基本図を複製したものです。
（承認番号 ２６犬都 第２２２号）

この地図の作成にあたっては、尾張旭市長の承認を得て、同市作成の1/2,500、1/10,000都市計画基本図を使用したものである。
（承認番号 平成２６年 第２号）

この地図は、瀬戸市長の承認を得て複製したものです。
（承認番号 ２６瀬都計 第８８９号）

この地図は、多治見市長の承認を得て、同市所管の都市計画基本図を使用して得たものである。
（承認番号 多都 第７２４号）

凡 例

⊕	病院
〒	郵便局
○	役場支所
Y	消防署
X	駐在所・派出所
卍	寺院
⛩	神社
⊡	水準点
△	三角点
│	鉄道
┊	町名界
┊	郡市界
┊	県界
	河川及湖池等
	竹林
	広葉樹林
	針葉樹林
	桑畑
	果樹園
	水田
広 針	独立樹
⊥	墓地
	送電線
ⓦ	幼稚園・保育園
	協同組合
	公会堂・公民館・集会所
✧	変電所
☼	工場

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

注）本表は建築基準法の別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

用途地域内の建築物の用途制限

□ 建てられる用途
■ 建てられない用途
①，②，③，④，▲ 面積、階数等の制限あり

			第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡ 以下のもの		■	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 150㎡ を超え、 500㎡ 以下のもの		■	■	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡ を超え、1,500㎡ 以下のもの		■	■	■	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 1,500㎡ を超え、3,000㎡ 以下のもの		■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 3,000㎡ を超え、10,000㎡ 以下のもの		■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 10,000㎡ を超えるもの		■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	■	■	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡ 以下のもの		■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡ を超え、 500㎡ 以下のもの		■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡ を超え、1,500㎡ 以下のもの		■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡ を超え、3,000㎡ 以下のもの		■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡ を超えるもの		■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館			■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	■	■	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	■	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等		■	■	■	■	■	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等		■	■	■	■	■	▲	▲	○	○	○	▲	■	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場		■	■	■	■	■	■	▲	○	○	○	■	■	▲10,000㎡以下、客室200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等		■	■	■	■	■	■	■	■	○	▲	■	■	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	大学、高等専門学校、専修学校等		■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便の業務の用に供する施設等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院		■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所		■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）		■	■	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
			※一団地の敷地内について別に制限あり												
	倉庫業倉庫		■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）		■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等（自家販売に限る）で作業場の床面積が50㎡以下		■	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	洋服屋、畳屋、建具屋、自転車屋等で作業場の床面積が50㎡以下		■	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		■	■	■	■	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		■	■	■	■	■	■	■	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
	自動車修理工場		■	■	■	■	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	■	■	■	①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
		量が少ない施設	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	
		量がやや多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	
		量が多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	

注）この情報は、平成19年11月30日現在のものです。

凡 例

	都市計画区域（春日井市全域）		
□	市街化区域	建ぺい率％	容積率％
🟩	第一種低層住居専用地域	50 但し一部の区域 60・30	100 但し一部の区域 150・50
⬜	第二種低層住居専用地域	50	100
🟩	第一種中高層住居専用地域	60	200
⬜	第二種中高層住居専用地域	60	200
🟨	第一種住居地域	60	200
🟧	第二種住居地域	60	200
🟧	準住居地域	60	200
⬜	近隣商業地域	80	200 但し一部の区域 300
🟥	商業地域	80	400 但し一部の区域 500
🟪	準工業地域	60	200
🟦	工業地域	60	200
🟦	工業専用地域	60	200
	市街化調整区域	60	200

⬚	防火地域	━	都市高速鉄道
▨	準防火地域	▧	地区計画区域
🟩	公園・墓園・緑地	100 10m 50	形態規制（上段…容積率 中段…高さ制限 下段…建ぺい率）
☰	特別緑地保全地区	▨	高度利用地区
⇦（改良済）	都市計画道路	🟧	駐車場
⇦	他都市計画道路	▨	駐車場整備地区

（注）本図は都市計画の概略を示すものであり、詳細については、春日井市まちづくり推進部都市政策課に備えてある縦覧用都市計画図書を参照してください。

本図は、平成２７年３月調製、１：１０，０００都市計画図を縮図したものである。

春日井市

【注意事項】

※１
データの更新やシステム保守あるいは緊急事態などが発生した場合には、リンク先を一部または全部を予告なく変更または中断することがあります。

※２
当図面は参考図であり、それらの内容を証明するものではありません。また、権利、義務の発生する行為や不動産取引等重要な事項に利用することはできません。

※３
当図面の利用によって発生する直接または間接の損失、損害及び障害等については、本市は一切責任を負いません。